

**【契約書別紙・別表】**  
**特別養護老人ホームセイワ若松 料金表1 (基本)**

令和1年10月1日現在

**※ 1割**

**A 介護保険給付対象基本料金**

地域区分: 千葉市(3級地)1単位=10,68円

報酬類型: 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ): 従来型多居室

状態区分	1日あたり 加算							合計単位	1月あたり			介護保険 10割分 30日あたり:円	介護保険 9割負担 分 30日あたり:円	介護保険1割分 利用者負担分 30日あたり:円
	介護福祉施設サービス費Ⅱ(多居室)	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(イ)	個別機能訓練加算	精神科医配置加算	栄養マネジメント加算	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ		口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ 単位数変動あり	特定処遇改善加算Ⅰ 単位数変動あり			
要介護1	559	36	19	12	5	14	28	673	30	1678	546	239,701	215,730	<b>23,971</b>
要介護2	627	36	19	12	5	14	28	741	30	1848	601	263,892	237,502	<b>26,390</b>
要介護3	697	36	19	12	5	14	28	811	30	2022	658	288,787	259,908	<b>28,879</b>
要介護4	765	36	19	12	5	14	28	879	30	2191	713	312,966	281,669	<b>31,297</b>
要介護5	832	36	19	12	5	14	28	946	30	2358	767	336,793	303,113	<b>33,680</b>

\*「施設内洗濯料金」「オムツ代」は利用料金に含まれます。

**\* 加算の内容**

加算項目名	内容	改定有無
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	認知症高齢者等が一定割合以上入居しており、入居者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設に対しての加算です。	継続
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(イ)	常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置している施設に対しての加算です。	継続
個別機能訓練加算	常勤の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員他職種のもの共同して入居者ごとに個別の訓練計画を作成し計画に基づき訓練が実施されている加算です。	継続
精神科医配置加算	精神科医による月2回以上の療養指導が行われている体制加算です。	継続
栄養マネジメント加算	入居者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士他多職種の者が共同して、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画が立てられ実施される加算です。	継続
口腔衛生管理体制加算	歯科医師が介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合に評価される加算です。	継続
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	深夜の時間だけでなく、介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯に、配置基準に+1名分の人員を配置し、更に夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に評価される加算です。	継続
※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善に対して計画を立てている体制を評価される加算です。	継続
※2 特定処遇改善加算Ⅰ	更なる職員の処遇改善の為に職場環境等に対し複数の取り組みを行っている体制を評価される加算です。	新設

※1 上記加算及び個別(料金表2記載加算)加算の合計単位数に既定単位数(8.3%)を乗じた単位なため変動あり

※2 上記加算及び個別(料金表2記載加算)加算の合計単位数に既定単位数(2.7%)を乗じた単位なため変動あり

**B 食費(材料費・調理費)・居住費(光熱水費及び室料)**

※前年度の所得に応じて負担額が変わります第1~3段階該当者は負担限度額認定証を提示して下さい。

区分	居住費 (30日あたり)	食費 (30日あたり)	居住費+食費 合計(円)
基準費用額 第1~3段階に該当しない方	26,100 (870円/日)	46,350 (1,545円/日)	<b>72,450</b>
利用者負担第1段階 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0 (0円/日)	9,000 (300円/日)	<b>9,000</b>
利用者負担第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	11,100 (370円/日)	11,700 (390円/日)	<b>22,800</b>
利用者負担第3段階 世帯全員が市民税非課税で利用者負担第2段階以外の方	11,100 (370円/日)	19,500 (650円/日)	<b>30,600</b>

※介護保険負担限度額認定証は、介護保険課にて申請を行い該当者のみ発行されます。

**●A+B 利用料金 早見表 \*AとBの該当する部分の交わる金額をご確認ください。**

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基準費用額	<b>96,421</b>	<b>98,840</b>	<b>101,329</b>	<b>103,747</b>	<b>106,130</b>
利用者負担第1段階	<b>32,971</b>	<b>35,390</b>	<b>37,879</b>	<b>40,297</b>	<b>42,680</b>
利用者負担第2段階	<b>46,771</b>	<b>49,190</b>	<b>51,679</b>	<b>54,097</b>	<b>56,480</b>
利用者負担第3段階	<b>54,571</b>	<b>56,990</b>	<b>59,479</b>	<b>61,897</b>	<b>64,280</b>

特別養護老人ホームセイワ若松 料金表2 (加算及び実費)

C その他 介護保険の加算 \* 次の項目に該当した場合に加算がされます。

加算項目	内容	単位数	円/日	
			10割	1割負担
外泊、入院時加算	入院及び外泊した場合(6日を限度)	246 単位/日	2,627	263
初期加算	新規に入所及び、1ヶ月以上の入院後再び入所した場合(入所した日から30日間)	30 単位/日	320	32
看取り介護加算(Ⅰ)	看取りに向けた体制の評価と看取りの際のケアの評価を別個に加算される	死亡日3日前~30日前 144単位/日	1,537	154
		死亡日前日・前々日 680単位/日	7,262	727
		死亡日 1280単位/日	13,670	1,367
			円/月	
経口維持加算(Ⅰ)	食事摂取時に誤嚥が認められる者に対し、月1回以上、他職種共同により栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成した場合(6月以内)	400 単位/月	4,272	428
経口維持加算(Ⅱ)	上記に加え、栄養管理をするための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等のいずれか1名以上が加わり、質の高い経口維持計画を策定した場合	100 単位/月	1,068	107
低栄養リスク改善加算	低栄養状態、又はそのおそれのある入所者に対し、医師の指示を受けた管理栄養士が改善等を行うための計画を作成し、栄養管理を行った場合	300 単位/月	3,204	321
排泄支援加算	医師又は医師と連携する看護師が排泄にかかる要介護状態を軽減できると判断した入所者に対し、多職種が共同で原因等について分析し支援計画を作成、計画に基づく支援を提供した場合	100 単位/月	1,068	107
			円/回	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6 単位/回	64	7
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、退院後に胃ろう栄養または嚥下調整食の新規導入などが必要となり、管理栄養士が医療機関と栄養管理に関する調整を行った場合	400 単位/回	4,272	428
褥瘡マネジメント加算(体制加算)	入所者全員に対し、褥瘡の発生に係るリスクについて少なくとも3月に1回評価を行うと共に、リスクのある入所者に対し、多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成、計画に基づき褥瘡管理を実施する体制についての評価	10 単位/3ヶ月に1回	106	11

(\* 上記1割負担分には介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算を含んでいません。)

D その他 実費の料金 \* 次の項目を利用した場合に加算がされます。

区分	名称	金額	備考	
手数料	預り金管理料	通帳・印鑑 1月 1,000円		
		現金のみ 1月 300円		
	証明書等発行手数料	1通 100円		
	銀行手数料	口座振替手数料	1回 55円	千葉銀
		郵便口座振替手数料	1回 206円	他銀
	郵便物転送料	1回 10円		
	郵便物転送料	1回 実費		
電気料金	テレビ使用料	1月 100円	*	
	その他電気使用料	電気代実費相当	*	
余暇活動他	「外出の日」参加費	実費		
	生花	1回 100円	*	
	書道	1回 50円	*	
	買い物サービス	1回 100円		
床屋	カット	1回 500円		
	その他	実費		
その他個人消耗物品	電池	実費		
	ティッシュ	1箱 70円	*	
	イヤホン	実費		

- \* 印のある項目は物価変動により料金を変更する場合があります。
- 上記以外に本人希望により購入される物品は実費負担となります。

E 入院・外泊中の利用料金

介護保険1割負担分	請求 無	入院した日の翌日から退院日の前日までの間の請求はありません。外泊も同じ。
外泊、入院時加算	請求 有	入院及び外泊した場合(6日を限度)に請求があります。 246単位/日
食費(材料費・調理費)食事	請求 無	入院した日の翌日から退院日の前日までの間の請求はありません。外泊も同じ。
居住費(光熱水費及び室料)	請求 有	室料として、入院外泊期間中も利用料金が発生します。